厚生労働大臣の定める掲示事項

入院基本料に関する事項

一般病棟

入院患者様１０人に対し１人以上の看護職員により看護を行い、急性期病院Ｂ一般入院基本料を算定しております。

緩和ケア病棟

入院患者様７人に対し１人以上の看護職員により看護を行い、緩和ケア病棟入院料１の特定入院料を算定しております。

地域包括ケア病棟

入院患者様１３人に対し１人以上の看護職員により看護を行い、地域包括ケア病棟入院料２の特定入院料を算定しております。

なお、各病棟における時間帯ごとの看護職員一人当たりの受け持ち人数は以下の通りです。

機能区分	病棟	病床数	朝 8：30～ 夕方 4：30	夕方 4：30～ 深夜 0：30	深夜 0：30～ 朝 8：30
一般病棟	3 階西	31	7	16	16
	4 階東	43	7	22	22
	5 階東	40	7	14	14
	5 階西	44	7	15	15
	6 階東	44	6	15	15
	6 階西	44	6	15	15
緩和ケア病棟	3 階東	16	5	8	8
地域包括ケア病棟	4 階西	43	8	22	22

※病棟配置は多職種と協働しております

なお、詳細内容は各病棟のナースステーション側にも掲示しております。

【DPC 対象病院に関する事項】

当センターは、DPC（包括医療制度）の対象病院であるため、入院医療費を計算するにあたり、
包括評価と出来高評価を組み合わせて計算しています。

・医療機関別係数　１．5397　（DPC 標準病院群 1）

（医療機関別係数内訳）

基礎係数 1.0583 +機能評価係数Ⅰ 0.3449+機能評価係数Ⅱ 0.1081+救急補正係数 0.0284+激変緩和係数 0.0000

令和８年１１月１日　公立阿伎留医療センター　院　長